

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定によって、令和七年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第十五条の六第一項の規定によって、広島県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和七年三月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 試験の日時

1 学科の試験

(一) 二級建築士試験

令和七年七月六日（日）

午前十時十分から午後五時二十分まで

(二) 木造建築士試験

令和七年七月二十七日（日）

午前十時十分から午後五時二十分まで

2 設計製図の試験

(一) 二級建築士試験

令和七年九月十四日（日）

午前十一時から午後四時まで

(二) 木造建築士試験

令和七年十月十二日（日）

午前十一時から午後四時まで

二 試験の場所

1 学科の試験

(一) 二級建築士試験

広島工業大学専門学校（広島市西区福島町二丁目一番一号）

(二) 木造建築士試験

広島工業大学専門学校（広島市西区福島町二丁目一番一号）

2 設計製図の試験

(一) 二級建築士試験

広島県情報プラザ（広島市中区千田町三丁目七番四七号）

(二) 木造建築士試験

広島県情報プラザ（広島市中区千田町三丁目七番四七号）

三 受験資格

1 学科の試験

建築士法第十五条に規定する者

2 設計製図の試験

(一) 令和七年の学科の試験に合格した者

(二) 令和三年以降の学科の試験に合格した者のうち、合格年から令和六年までの設計製図の試験の受験回数が二回以内の者で、申請のあったもの

四 受験手数料

一万八千五百円（広島県手数料条例（平成十二年広島県条例第五号）で定める額）

五 受験申込手続

1 次の受付期間内に、公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）にて、必要な事項を入力し申し込む。

受付期間

令和七年四月一日（火）午前十時から令和七年四月十四日（月）午後四時まで

2 インターネットによる受験申込みが行えない正当な理由がある場合（身体に障害がありインターネットの利用が困難である等）には、令和七年四月七日（月）までに次のところに申し出ること。

〒一〇二―〇〇九四 東京都千代田区紀尾井町三番六号 紀尾井町パークビル

公益財団法人建築技術教育普及センター 本部（電話〇五〇―三六四五―八四二二）

六 合格者の発表

1 学科の試験

令和七年八月二十五日（月）（予定）

2 設計製図の試験

令和七年十二月二日（火）（予定）

七 その他

1 設計製図の試験の課題は、二級建築士試験は令和七年六月十八日（水）、木造建築士試験は令和七年六月二十五日（水）頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページにおいて公表する。

2 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ五
1の受付期間内にその旨を申し出ること。